

高槻市告示第 571 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

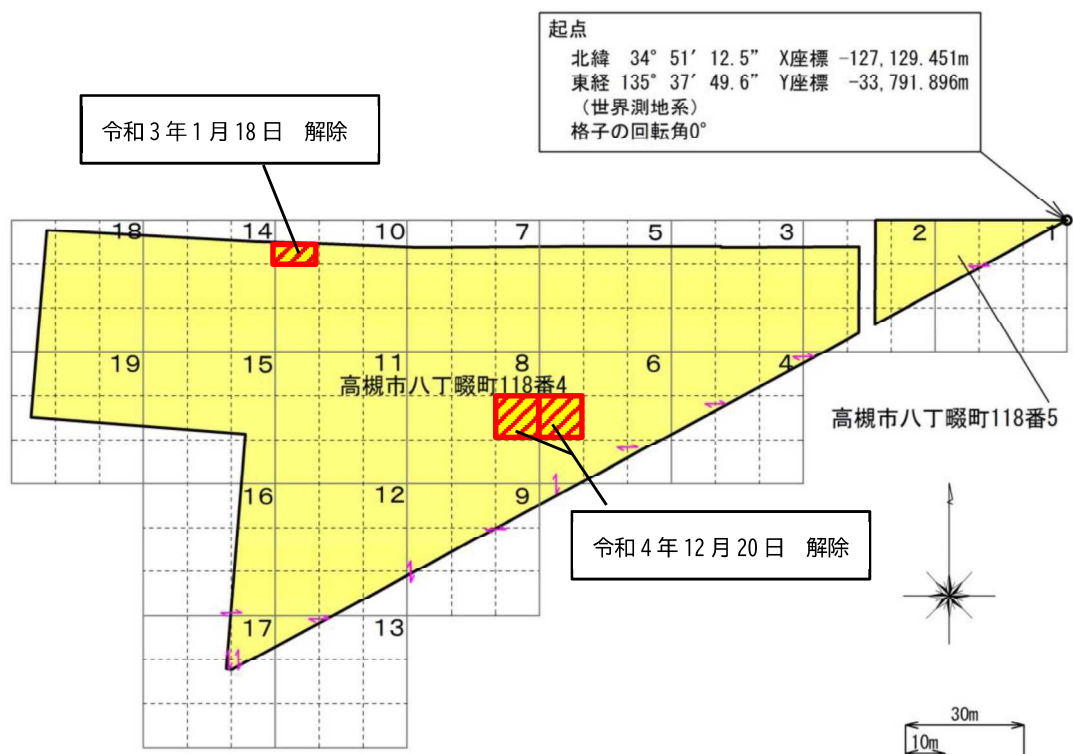
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、平成 31 年高槻市告示第 220 号により指定した形質変更時要届出区域の一部について、指定を解除する。

令和 4 年 12 月 20 日

高槻市長 濱田 剛史

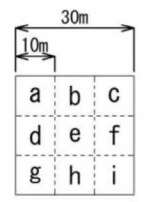
- 1 解除する区域の所在地  
高槻市八丁畷町 118 番 4 の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
クロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）

# 形質変更時要届出区域



〔凡例〕

- : 調査対象地
- : 形質変更時要届出区域 (自然由来 (砒素及びその化合物))
- : 指定解除の形質変更時要届出区域 (クロロエチレン)



- 30m区画線
- - - 単区画線
- ↔ 区画統合